

本日の会議に付した事件

令和4年第2回山元町議会定例会（第5日目）

令和4年6月10日（金）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 請願第 1号 太陽光発電設備設置届出の手続き、条例制定に関する請願書について
（委員長報告）
- 日程第 3 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第 3号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 4号 山元町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 6 議案第27号 山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第28号 東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第29号 令和4年度山元町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第30号 令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第10 閉会中の継続調査申し出について
- 日程第11 議員派遣の件
- 日程第12 審査期限延期の件

午前10時00分 開 議

議 長（岩佐哲也君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、5番渡邊千恵美君、6番高橋真理子君を指名します。

議 長（岩佐哲也君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

以上で議長諸報告を終わります。

議 長（岩佐哲也君）日程第2．請願第1号を議題とします。

本請願は、3月7日、総務民生常任委員会に付託し、今定例会まで制限を延長し審査をしておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長竹内和彦君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（竹内和彦君）はい、議長。竹内和彦です。

それでは、請願第1号太陽光発電設備設置届出の手続き、条例制定に関する請願書についての審査結果を報告いたします。

委員会審査報告書。

委員会は、令和4年3月7日に付託された事件を審査の結果、次の意見をつけて決定しましたので、山元町議会会議規則第93条の規定により報告します。

特に留意すべき点、意見としては、条例等の策定については、再生可能エネルギーの普及を考慮する必要があると。また、一方では、大雨時における洪水や土砂流出の影響など、慎重に検討すべき事項もあることから、十分な調査・検討は必要と思われる。

以上、本請願は採択すべきものと決定し、町長送付といたします。

総務民生常任委員会委員長竹内和彦。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）これから委員長報告に対する質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。採択すべきものということの報告を受けたわけですが、その際、意見をつけてですね、慎重に調査・研究が必要であるということではありますが、確かにこの全文を見てみますと、厳しい条件が要求されていますかね、されています。その辺の要求に対して、例えば交通安全、交通安全というの、ちょっとよくあれなんです、土砂の災害防止、これはね当然考慮、考えなくちゃ、あるいは治水安全の確保、こういったことという具体的な条件を、この課題を踏まえての提起、提案なんです、その辺の厳しい条件について、慎重に検討を今後ともというふうなことも、そういうことからそういう意見を付しているのかなというふうにも思います。その辺、どの程度のその検討、議論があったのか、確認します。

7番（竹内和彦君）はい、議長。当委員会にこの請願、付託されて、まず現地のその請願者の話を聞こうと。そして、現地を確認しようというふうなことで、4月18日ですか、現地、坂元のおもだか館で総務民生常任委員会を開催しました。

それで、請願者のお話を聞いて、区長さんも来られたわけではありますが、区長さんも、現地のこの地区住民から相談されると。何て、その回答に困ると、そういうことでありましてね、今回、この太陽光発電に関する請願ということになったわけではありますが、この太陽光発電の条例制定については、様々な問題も含んでおります。太陽光発電はこの普及ということもありますしね、それを制限するものではなく、やはり様々な問題があるので、やはり慎重に、洪水等々の件がありますので、その辺も十分配慮してその条例制定、すべきだというふうなことになったわけであります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その経緯は十分に分かるんですが、ですからその経緯の中で、具体的にこの問われている部分についての検討はどうだったのかということの確認ですが、その辺はどうなんでしょうか。具体的にというのは、ですから、厳しい条件、条件というかね、当然、請願者からすれば、厳しく状況というのは当然のことだと思うんですが、それを受けてと、今も話にありましたように、執行する場合、それを制定する場合にですね、両面から考えなくちゃならないということでの苦悩があるかと思うんです。

その際に、ただ、そういうこともあるんで、どの程度のじゃあ議論があったのかなという確認です。この辺の具体的な条件に対して、例えば土砂災害防止っていうのはどの

程度までは許されて、どの程度では駄目なのかとかね、どうということとか、その辺の検討はなされたのかどうか、なければいけないんです。非常に難しいあれですからね。

7番（竹内和彦君）はい、議長。この坂元地区はですね、非常にこの排水、もともと谷地川というのがね、問題あるところで、地区の人たちが大変そんなことで常に悩んでいるというところなものですから、委員会としては、やはりその辺の住民の話もね、考慮しなきゃないだろうということではありますが、具体的な委員会でのこのお話っていうのは、その後、何回かお話しはしましたが、具体的な、この洪水がどれぐらいでどうのこうのという、そういう話はありませんでした。やりませんでした。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。こういった類いのものというのは、結構専門的なもので、結構、検討するにしても大変な問題だというふうに受け止めるわけですが、ということで、しかしながら問題は、課題はね、拘束する、規制する内容のものということになるわけで、お互いに。じゃあ実際にはね、同じ内容で町にも提案されて、請願をしているということなんですけど、実際につくるのは多分、この委員会でもね町に求めているわけですから、町につくれということなわけですから、その際に、町のじゃあ取組の説明っていうのは、その委員会の中で問われたのかどうか確認します。

7番（竹内和彦君）はい、議長。今のところ、町を取組、どうなのかと。先般、私、一般質問の中でもね、お話ししましたが、特に、今のところは、検討はしているんだけど、具体的なスケジュール等はまだということで、まずは県のほうでね、今、そういったものを条例制定に向けてやっていると。その辺のすり合わせも必要だと思いますのでね。そういうことでもあります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。こういった類いのものを審査すると、受けて、場合にはやっぱり、しかも同じ内容で、町で、実際に町がつくるというふうな立場で検討を委員会としてね、図っているのであれば、当然のことながらというかね、本当に素人集団ですね。いろいろ検討するといっても、なかなか難しい話なんですけど、それで判断するっていうのはね。やっぱり当然、そしてこの場合は同じ内容で町にも請願されているということであれば、やっぱり委員会としてね、町と共同してその中身を、町につくってもらい、つくってもらいというかね、町が当然つくった中を、常にその、まずはその姿勢なり、考え方なりをね、確認することも必要であったのではなかろうかというふうに思っています。

今後ですね、そういうふうなことで対応していくということになるでしょうが、そして、ということが分かりました。そういう状況の中です、今後の進め方ということになるわけですが、十分な調査研究が必要であるという意見、そういう経緯の中でね、をつけているわけですよ。今後の対応について委員会としては、ではどうなのか。今後の取組について、委員会としてどう考えているのか伺います。

7番（竹内和彦君）はい、議長。当然、今後ね、手前どもの所管でもありますから、当然そのことはやっていくつもりであります。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その際、所管事務調査は、閉会中ですので、そこにこう、掲げられていないんですが、こういう類いのものはいいのかな、そのときで、問題があったときにはその所管事務調査に位置づけて、掲げていなくても、そういう場合は、調査・審査だからいいの、その辺はちょっと、この間ですね、議会の活動をしていく中で、所管事務、その閉会中の所管事務調査に、議長のね、あれがなければできないという、こ

れまたおかしい話なんだけど、と私は思っているんですが、ということからすると、今対応するというお話でしたが、それは可能なんでしょうか。その辺は議長のほうからでいいんですね。

議長（岩佐哲也君）はい。これはやり方で可能だと思います。というのは、やり方っていうのは、この全協で取り上げる場合もあるでしょうし、常任委員会で再度、テーマとして調査に上げれば可能なことですから、これは手続を踏めば可能だろうと。全協とかでやるということも可能ですから、それはそれで検討して、決めてやれないことはない。まあ執行部の状況を見てですね、それは議会で検討して、しかるべき期間でやるということは可能だと。議会の中でね、やることは可能だと思います。

ほかよろしいですか。（「他でない、答えになっていない」の声あり）

いや、できるのかと言うから、方法で。（「委員会のできるのかという話で」の声あり）常任委員会では、1回こう決めていますから、ただ、再度テーマを上げるということであれば、それはそれでまた別な意味で、その執行部の状況でね、よって、それは可能だろうと思います。一定の期間で改めて取り上げるということは、それは可能です。継続という意味じゃなくてね。一旦ここで。

じゃあ事務局長、説明。

事務局長（桔梗俊幸君）はい、議長。説明させていただきます。

例えばですね、議長のほうからの回答としては、議会で検討する場合は、全員協議会の場合でもって協議することは可能ということは、ごもっとも、大丈夫なことでございます。それで、常任委員会のほうで検討するに当たっては、必ず閉会中に調査をするのであれば、今回ですね、今議会に、6月から9月までの定例会の間に調査をするのであれば、今議会に閉会中の継続調査を申請していただきます。

で、今回ですね、採択すべきものということで決まって、経過を見て改めて9月、例えば9月の定例会、12月の定例会の間に調査をするとか、12月から3月の間に調査をすると、必要があればその際、常任委員会のほうで決定をいただいて、調査の調査書を上げていただければ、あとは議会で議決をして、それを認めて調査をするというふうな手続になります。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。やっぱり姿勢っていうかな、本当にこんな多分、重要な内容の請願を受けての対応ということから考えれば、もう少しこの、まさにこの意見書に書いている、慎重にですね、進めていく必要があるということであれば、もっとこのね、長いスパン、長い期間でね、対応するならするなりの意見も付していただければ、判断しやすかったなというようなことでの確認なんですが、いずれにしても、これは町全体、議会全体の課題でありますから、本来ならば、全体の中でね、進めていかなくちゃない、議会も町もですね。その際やっぱり、本来ならばこの委員会で検討している段階で、ぜひ、全体の、まあ別な条例の場合は、まさに全協でね、皆さんの意見も、全体の意見も聴取しながら進めてきたという経緯もありますので、こういった場合はやっぱり、必要なきには、まさに今言ったね、全協でね、みんなの中で議論して、議会としての意見も確認しながら、委員会として結論を出すというような取組が妥当だったのではなかろうかというふうな不安・懸念を示しました。

そして、今はですね、一般質問で委員長が取り上げているんですよ、これ。という十分な調査・研究が必要であるというって、だったらもっとね、そこまでの自覚があるんだ

ったらば、まさにこの委員会でさらにというふうに、こう思うわけですが、なぜか委員長はその一般質問で、そして質問は、早くつくれという中身だったかなと思うんですよ。そうするとちょっと、その辺の整合性がちょっと不安になったなど。不安だということを確認しました。

いずれこの件につきましてはね、議会全体で、今も言いますように、やっぱり図っていかになくちゃならないのではないかと、取り組んでいかになくちゃならないのではないかとという内容だと思います。その際には、町で、この間も何回も強調していますが、町と議会が一体となってですね、行ったり来たりして、そして中身、本当にその業者にもこの不安を与えないような懸念を与えない、もちろん地域住民にね、大きな不安を与えないような中身のものにしていく必要があるのかなということ伝えて、終わります。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、請願第1号太陽光発電設備設置届出の手続き、条例制定に関する請願を採択します。

お諮りします。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものです。

本請願は、委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

議長（岩佐哲也君）日程第3．報告第2号を議題とします。

本件について報告を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、報告第2号繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

さきの3月議会定例会等におきまして、繰越しの設定をいたしました一般会計補正予算第7号及び専決第4号につきまして、地方自治法施行令の規定に基づき繰越額をご報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

令和3年度山元町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

左から順に予算科目、事業名、金額等がございますが、ご可決等賜りました繰越事業のうち、令和4年度に繰越した19事業の繰越計算書になります。

主な事業につきましてご説明いたします。

初めに、2款総務費1項総務管理費のうち、定住促進対策事業についてですが、年度末まで補助金申請の受付などを行った方に対して、確実かつ切れ目なく交付できるよう、

繰越したものでございます。

次の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業についてですが、住民税非課税世帯等に対し、4月1日以降も継続して給付できるよう繰越したものでございます。

4款衛生費1項保健衛生費のうち、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業についてですが、主に2回目の接種を済ませた12歳以上の接種者が一定期間経過後、3回目接種を順次受けられるよう繰越したものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費についてですが、2ページをお開き願います。

道路交通安全施設等整備事業につきまして、関係機関との協議等に不測の日数を要したため、繰越したものでございます。対象路線は大平牛橋線になります。

6項都市計画費の東日本大震災復興交付金等返還事業についてですが、復興事業で整備いたしました3市街地で分譲した宅地の売払い収入額に相当する国庫補助金の返還額を繰越すものでございます。繰越しの理由につきましては、返還予定の国庫補助金につきましては、東日本大震災復興交付金事業の全ての事業が完了した時点で国に返還する仕組みでございますが、最終事業となります、埋蔵文化財整理報告書の作成業務が翌年度に繰越されたため、これに伴って、返還すべき全体額を繰越したものでございます。

最終的に翌年度に繰越した繰越額は15億9,544万円余となり、これらの財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）報告第2号繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

議長（岩佐哲也君）日程第4．報告第3号を議題とします。

本件について報告を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、報告第3号事故繰越し繰越計算書についてご説明いたします。

地方自治法施行令の規定に基づき繰越額をご報告するものでございます。

1ページをお開き願います。

令和3年度山元町一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

左から順に予算科目、事業名、昨年度中の支出負担行為額などがございますが、いずれの事業につきましても、新型コロナウイルスの影響など、当初予想していなかった避けたい事故のために、年度内に経費の使用が終わらなかったものでございます。

令和3年度から令和4年度に事故繰越したものは5事業でございます。

初めに、6款農林水産業費1項農業費、農山漁村地域復興基盤総合整備事業でございますが、5,339万円余を繰越したものでございます。繰越しの理由につきましては、県から受託している換地業務について、県から工期延長の協議があり、翌年度に事

業を繰越しせざるを得なかったためでございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費のうち、社会資本整備総合交付金事業 1 億 3, 598 万円余及び次の道路整備交通安全施設等整備事業 3, 669 万円余を繰り越したものでございます。繰越しの理由につきましては、両事業とも、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により工事の一部を延期せざるを得ず、年度内完了が困難となったためでございます。

6 項都市計画費、用途地域指定事業でございますが、992 万円余を繰り越したものでございます。繰越しの理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により業務の一部を延期せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となったためでございます。

2 ページをお開き願います。

10 款教育費 5 項社会教育費、文化財発掘事業でございますが、1, 848 万円を繰り越したものでございます。繰越しの理由につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により発掘調査報告書執筆業務の一部を延期せざるを得ず、年度内の事業完了が困難となったためでございます。

最終的に、翌年度に繰越した繰越額は 2 億 5, 448 万円余となり、これらの財源内訳につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上となります。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

8 番遠藤龍之君。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。素朴な疑問を確認します。工事関係、道路橋梁費とか都市計画費とかが、理由を見ると新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりっていうのが全部なっているのだけでも、この工事執行のね、新型コロナウイルスの関係、どういうふうにか、結びつくのか、ちょっと疑問なんだけど、そういうことで、働く人が新型コロナにかかってね、そして予定しれていた人が、人足を集められなくて遅れたとかね、そういうことで理解していいのかな。何かね、ちょっと結びつかないという素朴な疑問を確認したいということです。

建設課長（千葉佳和君）はい、議長。工事関連で新型コロナウイルス感染症の影響ということでしたが、確かにコロナの感染症で、打合せ期間が取れなかったりとかですね、あと資材とかもうまく入ってこなかったりとか、そういう諸所の影響が、広範囲に影響が、及ぼしていると考えております。以上です。

8 番（遠藤龍之君）はい、議長。そういう具体的なね、具体的に書いてもらおうと、本当にこっちも理解しやすいんですけども、今後そういうふうなことで進めていただきたいと思えます。以上です。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）報告第 3 号事故繰越し繰越計算書についてを終わります。

議長（岩佐哲也君） 日程第5．報告第4号を議題とします。

本件について報告を求めます。

上下水道事業所長（山本勝也君） はい、議長。報告第4号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

令和3年度山元町水道事業会計予算の繰越しにつき、別紙のとおり報告するものです。次のページをお開き願います。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額です。款、項、事業名の順にご説明いたします。

1 款資本的支出1項建設改良費、上平増圧ポンプ制御盤更新工事になります。予算計上額1億2,809万4,000円。支払い義務発生額1億262万8,916円。翌年度繰越額2,000万円。財源内訳は記載のとおりでございます。不用額546万5,084円。繰越しの理由は、新型コロナウイルス感染症拡大による半導体不足の影響により、工期を延期する必要が生じたためであります。

以上で報告第4号の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君） これから質疑を行います。—— 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君） 報告第4号山元町水道事業会計予算繰越計算書についてを終わります。

議長（岩佐哲也君） 日程第6．議案第27号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君） はい、議長、議長。それでは、議案第27号山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料No.1、条例議案の概要をご覧いただきたいと思っております。

初めに、提案理由でございますが、公職選挙法施行例の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の改正の内容についてですが、上記政令の施行により、国政選挙における一部の選挙運動に係る公費負担の限度額が引き上げられたことから、町議会議員及び町長選挙における選挙運動の公費負担の限度額についても、政令の改正に準じ引き上げを行うものでございます。

限度額の引き上げの内容につきましては、表に記載のとおり、第4条第2号中、自動車借入れ、こちらはレンタカーの借入れとなります、の日額限度額については1台当たり1万6,100円に、同じく燃料供給の日額限度額についても1台当たり7,700円に、第8条中、ビラ作成単価限度額については1枚当たり7円73銭に、第11条中、ポスター印刷費基準額については1枚当たり541円31銭に、同じくポスター企画費基準額については15万8,125円にそれぞれ引き上げるものでございます。

2の施行期日については、公布の日とするものです。

以上が、議案第27号の説明となります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

11番菊地康彦君。

11番（菊地康彦君）はい、議長。これは公布の日となっているんですが、これはいつから適用になるのか、確認したいと思います。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回議会のほうで議決をいただいて、告示をした日が公布の日というふうになります。

議長（岩佐哲也君）告示の予定は。1週間後とか1か月後とか、大体の予定はいつ頃になるのかという。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。本日議決をいただくということになりますので、早急に手続をすれば、今日というふうな日になります。速やかに事務のほうを進めたいと思います。

11番（菊地康彦君）はい、議長。これは、町長選はもう終わっているんですけども、その改正って言ったのは、この町長選だったり、議会補欠とかあるから来たわけじゃなくて、これは今後のことについての改正っていうことですか。あくまでもね。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回ですね、国のほうで、国のこの公職選挙法の施行令の一部改正、こちら、国会のほうを通りまして、4月6日に施行というふうになっております。それで、市町村の選挙については、市町村のほうで国に準じてというふうなことで単価等を設定するというふうになっておりますので、今回、国の改正に基づいて、山元町の各選挙における公費負担についても、条例改正を行って見直すというふうな手続を取ったところでございます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。国では4月6日、それで町とか市とかですね、各都道府県に下ろすっていうことで、これは町の判断となるのか、それとももう4月6日に出したらすぐ通知が来るべきのが来なかったとか、そういうことなんですか。今日になったっていうのは。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今回ですね、4月6日に国のほうでは施行をされております。事前にですね、2月、3月に事前の連絡は来ておりましたが、国会の日程等が定かではなかったというふうなことで今回、町の選挙、要は町長選挙、それから議会議員の選挙もあったわけなんですけれども、町としましては3月14日に立候補者の説明会とか、それから4月の5日に立候補者の予備審査というふうなのを行いまして、これについては旧単価で説明会などを行っております。それで、契約とかも進めておりましたので、他の自治体、4月に選挙、大崎とかですね、その他の自治体も行っているわけなんですけど、どうしてもその手続上、あとは契約をしているというふうなこともありましたので、今回は旧単価での町長選挙、それから議会の補欠選挙、こちらを行わせてもらったところでございます。

今回の改正後は、今後のですね、選挙については、新しい単価での選挙の公費負担というふうな単価で行われるというふうになります。

11番（菊地康彦君）はい、議長。そういうはざまの中だったんでしょうけど、ちょっと残念だったですね。該当される方はね。該当されないっていうのは。ただですね、この間に、この臨時会もあったわけなんですけれども、なぜ今日になって、臨時会にあの件の議案が出ていたわけですけど、今日になったのは、まあ意地悪するわけじゃないですけど、そ

の理由だけ確認します。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。臨時会というふうなこともございましたが、今回、臨時会に提案というふうなことを行ってもですね、今回の定例会というふうにしても、特に影響はなかったというふうなこともないので、臨時会にはある程度その急を要するものというふうなことで、今回の議案については、急を要しないというふうなことの判断の下ですね、定例会でのご審議をいただくというふうな流れをさせていただきました。

議長（岩佐哲也君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから、議案第27号山元町議会議員及び山元町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第27号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第7. 議案第28号を議題とします。

本案について説明を求めます。

税務課長（齋藤 剛君）はい、議長。それでは、議案第28号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

資料No.2、条例議案の概要をご覧ください。

提案理由ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料の免除措置等に対する財政支援の延長について、令和4年2月22日、厚生労働省保険局保険課通知において、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者に係る国民健康保険税の減免に要する費用の財政支援が延長されましたので、所要の改正を行うため提案するものであります。

改正内容ですが、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、避難指示区域等から本町に転入し国民健康保険に加入した方の国民健康保険税の減免措置を1年間延長するものです。減免要件と減免額については、令和3年度と同様で記載のとおりとなり、昨年度は14世帯30名の被保険者の方が該当しております。

なお、施行期日は公布の日とし、令和4年度分の国民健康保険税に適用するものです。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第28号東日本大震災に伴う山元町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第28号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第8．議案第29号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第29号令和4年度山元町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに、今回の補正の規模でございますが、歳入歳出それぞれ15億70万円を増額し、総額を110億196万3,000円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せまして地方債の補正を行っております。

今回の補正の大まかな内容についてですが、今年3月の福島県沖地震の被害の復旧関連予算、それから原油価格・物価高騰に伴う子育て支援を含めた生活困窮者に対する関連予算、それから当初予算では計上していない政策的な予算、以上の3点から構成されております。

初めに、11ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費でございます。3目財政管理費につきましては、ふるさと納税に係る事務について委託先との契約内容に準じ、支出科目の変更を行うものでございます。

5目財産管理費につきましては、2,480万円を増額しております。こちらにつきましては、地震で被災した第5仮庁舎、場所は庁舎敷地北側の町道に面してございます。プレハブ2階建ての建物になりますが、復旧の見通しが立たないことから、解体費用1,370万円などを計上するものでございます。

14目防災行政無線費につきましては、916万2,000円を計上しております。こちらにつきましては、震災後に整備した防災行政無線設備の設置後の経過年数が10年となり、設備を更新する時期にあることから、所要額を措置するものでございます。財源につきましては、地方債を見込んでおります。

16目町民バス事業費につきましては、795万5,000円を計上しております。こちらにつきましては、関係法令の改正等を踏まえ、誰もが利用しやすく、将来にわたり持続可能な交通体系の構築を目的とした、山元町地域公共交通計画の策定に向けた準備経費を計上するものでございます。

20目定住促進対策費につきまして、9,472万円を増額しております。こちらにつきましては、町の移住定住政策の主要な予算でございます。本格的な制度設計を行った平成28年度以降、顕著なプラス効果が認められることから、今年度も引き続き同規模の所要額を計上するものでございます。

12ページをお開き願います。

23目につきましては、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費を新設し、1,447万8,000円を計上しております。こちらにつきましては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等によって、厳しいその環境に置かれた住民税非課税世帯等に対しまして、1世帯当たり1万円を給付するものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金でございます。

3款民生費2項児童福祉費につきまして、525万円を計上しております。こちらにつきましても、物価高騰等に直面する、今度は低所得の子育て世代に対し、対象児童1人当たり5万円を給付するものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金となります。

4款衛生費2項清掃費につきまして、1億9,460万円を増額しております。こちらにつきましては、地震により損壊した被災家屋等に対し、町が行う解体及び所有者自らが解体等を行った場合に、その経費を町が負担する、いわゆる費用償還のための所要額でございます。財源につきましては、一部国庫支出金を見込んでおります。

6款農林水産業費1項農業費でございます。5目農地費につきまして、6,100万円を増額しております。こちらにつきましては、農道等の整備や適切な維持管理のほか、ため池などに堆積する土砂の撤去等を目的とする緊急しゅんせつ推進事業及び水害対策を目的とする緊急自然災害防止対策事業を実施するための所要額でございます。財源につきましては、地方債でございます。

14ページをお開き願います。

8款土木費4項住宅費2,390万円につきましては、地震で被災した町営住宅の復旧業務を住宅供給公社に委託するものでございます。財源につきましては、町営住宅基金を活用いたします。

9款消防費1項消防費4目災害対策費につきまして、1,496万3,000円を増額しております。こちらにつきましては、現行の山元町地域防災計画を修正するための経費に加え、先般の津波浸水想定に基づくハザードマップの整備費用をそれぞれ計上するものでございます。財源につきましては、一部震災復興基金を活用いたします。

10款教育費2項小学校費1目学校管理費につきまして、2億4,984万5,000円を増額しております。こちらにつきましては、老朽化の進行が著しい山下第一小学校につきまして、教育環境の改善を図るため、大規模改修を行うための所要額を計上するものでございます。

また、2項小学校費及び3項中学校費の教育振興費の中の扶助費、こちらについてでございますが、第2子以降の学校給食費に対する補助を昨年度に引き続き実施するものでございます。

16ページをお開き願います。

5項社会教育費につきまして、1,355万2,000円を増額しております。こちらにつきましては、復興事業に伴います合戦原遺跡内の発掘調査において発見されまし

た装飾付太刀の展示用レプリカ、これを作成する費用、それから老朽化が著しい町指定文化財茶室を現地保存するための所要額を計上するものでございます。

6項保健体育費につきまして、3億7,700万円を増額しております。こちらにつきましては、当初予定しておりました町民体育館の長寿命化計画に基づく事業費に加えまして、今後の地震に備えた耐震補強工事等の関係経費を併せて計上するものでございます。

11款災害復旧費につきましては、総額で4億円近い予算規模になりますので、項の単位で概要をご説明申し上げます。

初めに、1項公共土木施設災害復旧費につきまして、1億1,380万円を増額しております。こちらにつきましては、被災した町道や河川などの公共土木施設の復旧に要する経費でございます。財源につきましては、国庫支出金及び地方債を見込んでございます。

2項農林水産業施設災害復旧費につきまして、5,000万円を増額しております。こちらにつきましては、被災した排水路やため池などの農業用施設及び漁港施設の復旧に要する経費でございます。財源につきましては、国庫支出金及び地方債となります。

4項文教施設災害復旧費につきまして、7,240万7,000円を増額しております。こちらにつきましては、被災した坂元小学校や山元中学校などの学校教育施設及び中央公民館やふるさと伝承館などの社会教育施設の復旧費でございます。財源につきましては、国庫支出金及び地方債でございます。

18ページをお開き願います。

5項その他公共施設公用施設災害復旧費につきまして、1億4,669万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、被災した坂元地域交流センター、勤労青少年ホーム、町民体育館、農水産物直売所、そして役場庁舎の復旧に要する所要額でございます。財源につきましては、地方債を見込んでおります。

7項厚生労働施設災害復旧費につきまして、150万7,000円を計上しております。こちらにつきましては、被災したつばめの杜保育所及びこどもセンターの補修を行うものでございます。

次に、主な歳入予算につきましてご説明をいたします。8ページにお戻り願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金でございますが、1億594万8,000円を増額しております。1目民生費国庫負担金525万円につきましては、歳出でご説明いたしました、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の給付に際し、必要となる財源を受け入れるものでございます。

3目災害復旧費国庫負担金1億69万8,000円につきましては、地震で被災した公共施設の復旧に伴う国庫財源をそれぞれの目的に沿って受け入れるものでございます。

2項国庫補助金につきまして、1億9,898万9,000円を増額しております。1目の総務費国庫補助金1,447万8,000円につきましては、非課税世帯などを対象に1世帯当たり1万円を給付するための財源でございます。

3目衛生費国庫補助金9,730万円につきましては、地震で損壊した被災家屋等の解体・撤去等を行うための財源でございます。

5目教育費国庫補助金8,721万1,000円でございますが、山下第一小学校の大規模改修事業及び町民体育館の耐震補強工事に係る国庫財源を見込むものでございま

す。

18 款寄附金 1 項寄附金 1, 110 万円でございますが、こちらにつきましては、地震被害に対する復旧・復興への指定寄附として、関連企業からございました心温まる寄附金でございます。

19 款繰入金 2 項基金繰入金でございますが、初めに財政調整基金繰入金 2 億 6, 410 万 2, 000 円につきましては、最終的な歳入歳出差引きの結果、財政調整基金の取崩しを増額するものでございます。なお、この結果、令和 4 年度の現時点での財政調整基金取崩し額の合計は 8 億 9, 515 万 8, 000 円となります。

次に、震災復興基金繰入金 1, 900 万円につきましては、震災からの復旧・復興に関連する事業に対し、また町営住宅基金繰入金 2, 390 万円につきましては、被災した町営住宅の復旧業務に充てる財源でございます。

10 ページをお開き願います。

22 款町債になります。次の地方債の補正でご説明いたします。

4 ページにお戻り願います。

地方債の補正でございます。

初めに、追加分といたしまして、限度額を 2, 000 万円とする緊急自然災害防止対策事業債を、また限度額を 900 万円とする緊急防災減災事業債を、また限度額を 2, 220 万円とする公共土木施設補助災害復旧事業債を、また限度額を 940 万円とする農林水産業施設補助災害復旧事業債を、また限度額を 2, 310 万円とする公立学校施設補助災害復旧事業債をそれぞれ追加してございます。

5 ページをお開き願います。

次に、変更分といたしまして、過疎対策事業債の限度額を 9 億 1, 460 万円に、公共事業等債の限度額を 2, 220 万円に、緊急しゅんせつ推進事業債の限度額を 3, 600 万円に、公共土木施設単独災害復旧事業債の限度額を 6, 980 万円に、農林水産業施設単独災害復旧事業債の限度額を 1, 850 万円に、そして一般単独災害復旧事業債の限度額を 1 億 8, 480 万円にそれぞれ変更するものでございます。起債の方法、利率や償還の方法につきましては、変更はございません。

以上が補正予算第 2 号の内容となります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岩佐哲也君）ここで暫時休憩とします。再開は 11 時 10 分、11 時 10 分再開です。

午前 11 時 00 分 休 憩

午前 11 時 10 分 再 開

議長（岩佐哲也君）再開します。休憩前に続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）ただいま議案第 29 号について、担当課長から説明いただきました。

議長（岩佐哲也君）29 号について、これから質疑行います。—— 質疑はありますか。

4 番大和晴美君。

4 番（大和晴美君）はい、議長。16 ページ、10 款 5 項 4 目文化財保護費の町指定文化財茶室等整備実施計画業務委託料についてなんです。ただいまの説明で、老朽化が著しい茶

室の現地保存というお話があったのですけれども、茶室については、今までは町の限られた財政事情を考慮して、修復保存は難しいということで説明があったわけなんですけれども、今回これが上げられたということは、町長の政策的予算というふうに捉えてよろしいのでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。そう捉えていただいて結構です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

4番（大和晴美君）はい、議長。そうしますと、この財政事情っていうのを考えた場合に、その歳入のほうっていうか、そちらのほうの計画といたしますか、そちらの見込みのほうはあるのでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。詳しいところは担当課のほうから説明をいたします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。歳入の見通しというご質問なんですけど、まず財源が厳しいという、その判断の時点については、町民体育館の復旧の規模がどのぐらいになるかわからないというのが、たしか議論の出発点だったというふうに理解しています。今回は四億六、七千万という復旧の事業費が見えたということと、それに伴う財源が見込めたということ、そして文化財のこの茶室の関係についても、過疎債という町にとって有利な地方債が見込めるといったことなどを確認できたことから、財政課としては総合的に判断し、これは実施設計に入ることが可能であるといったことを、この時点で判断をさせていただいたということになります。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。1つは、9ページと14ページ、町営住宅関連の質疑です。2、390万円取り崩して、歳出ではその会社にお願したという今回のあれなんですけど、そしてこの財源を基金から取り崩したということになっているわけですが、全体として、年間予算の中でまだ四億数千万、国から来る交付金、補助金か、のが残っているんですけど、その辺が明確にされないまま、基金のほうから調達するという財政のやりくりっていうのはいかがなものなのか確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。詳細については担当課のほうから説明いたします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

恐らく国のその補助金の一部一般財源化になっているという問題意識の中でのご質問かと理解しておりますが、基金に最終的に、一般財源化をしながらも今年度、約3億ですかね、積み立てております。その3億の住宅基金の積立てを踏まえまして、この住宅基金の処分というのが、基金条例の中にうたわれているということで、その基金条例の定めるところによって、その目的に応じた取崩し額を今回補正として実施したということでございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そういうことです。これね、これまた今度、ちょっと私の素朴な疑問なんですけども、一般財源化するっていうのも、この基金条例の目的っていうのはね、ある程度町としては定めているんですよ。そして、我々にも何回も説明しているんですよ。ということになれば、当初予算の段階でも、当然、この基金を当てにした事業はこれこれありますよということがなければいけません。というふうな受け止めなんです。その際に、当初のほうのね、二億数千万のその使い道っていうのを明確にされていないままっていうのは、っていうのはいいですかね、その当時はまだ政策や暫定

予算というか、骨格予算というようなことから、6月にある程度示されるのかなというふうな、私なりのこのね、この受け止めをしていたわけですが、今回はこれまた別のこの2,300万円、もしそうだとすれば、まずそっちに優先して使わなくちゃいけないというのが、素朴な素人の考え方なんだけど、それがわざわざ基金から取り崩してその対応をしている。通常だね、町営住宅に関連する、全くその直接使っていない財源がまだ残っているという、私の頭ではね、二億数千万の中から当然これで対応しなくちゃいけないという疑問なんです。

多分これは、そもそも論というか、最初の出発点がね、もうこけてっから、俺はね、これはあくまでまだ、ずっとこれは疑問に残っている。残す。今後はそういう使い方、本当にこれでいいのかっていうのがまだ残っていますからね。やっぱりこれは、やるんだったらやっぱり五億数千万を一旦基金に入れて、そしてそれからやっぱり使うべきだと。それが何、いつの間にかね、入れる前にこの残ったのを基金に入れるなんて、そういうやり方をね、俺はこれはまだ、いまだにそれはね、認めるわけにはいかないと思っているんだけど。まずはね、まずは。で今回。そういう疑問は大きく根本的な問題だから、ここでどうしようっていうつもりはないんだけど、しかしまたこう、にしても、これはちょっと、このやり方っていうのはあれなんじゃないのっていう疑問です。

ただ、それに答える際もね、多分、そういう根本的なところはね、絶対もう本当に練り直さなきゃないっていうかね、でなければ解決できない話かと思います。この件について答えられれば答えていただきながら、やっぱりこの使い方についてはですね、財政として、町全体として、やっぱり明確にその対応を示すべきだと。これは求めておいて。あと、ちょっともし答えられる部分があれば答えて。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうから説明いたします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。議員のご懸念は私も同感できるというところがございますので、これから予算編成に当たっては、十分に調査・研究しながら、お互いに理解する中で取組を進めていくのが、将来的な考えなのかなというふうに思っています。

それから、基金のその積立てが、要は低減化補助金の残余分を積み立てているというお話につきましては、これはたしか目的が最初に事業計画があって、その事業計画に見合った基金を積み立てて、それで残ったものを一般財源に振り替えているという、たしか予算編成だったと思いますので、その辺も含めて、将来的にどうあるべきかというのを考えていきたいというふうに、財政担当としては考えております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。あれは、あくまでも補助金という名目で入ってきているんですね、素朴なね。やっぱりその使われ方が本当に正解なのかどうなのか、正確なのかどうなのかっていうのはね、何回もやっぱり確認してね、まあこれまではね、県から国からの了解を得たというようなことでそうしたということになってはいますが、私は説明されてもまだ納得いかない本当に行くところまで行って、出るところに出てね、確認したらね、どうなのかっていうね。ちょっとでもやぶ蛇つつうのかや、その辺をね、やっぱり、まずその辺を整理して求めておく。

次に、11ページ、町民バス事業費についてなんですが、先ほどの説明では、地域公共交通会議委員の報酬増、それから地域公共交通計画策定調査業務委託料の増と、これはもう新設ですね。この事業の中身なんですが、先ほどの説明では、関係法令の改正に伴うという説明だったのですが、その関係法令というのはどこのどういう法令なのかって

うのと、ということであれば、これは本当に町民号、町民号でない、町民バスぐるりん号の改善を目指したということではなくて、法令改正、国の法の改正の下で、制度改正の下で行う、この補正という内容の、になっているのかどうなのか。その辺の、ちょっとそうするとね、当初の説明と違うのかなっていうふうな、ちょっと疑問を持つもので、その辺を確認したいと。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課のほうから説明いたします。

町民生活課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、質問の中の法律の名称ですけども、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正、こちらは令和2年6月に公布されたものですけども、現在、山元町のほうで策定しております地域公共交通網形成計画というものがあります。先ほど説明した法律の改正に伴って、今後策定するものについては地域公共交通計画と、「交通網」という文字がなくなるという単純なものなのですけども、そういったものを踏まえた計画を策定するというので、一般質問の中で、伊藤議員、遠藤議員からお話があった、質問があったことに対して、お答えした公共交通計画、こちらを策定するというような質問のやり取りの中は変わりませんので、計画の名称がちょっと変わったというふうに解釈していただければと思います。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。この場合、上との関係ということで、拘束された、限られた使い道がね、というふうに受け止めると、それに従った使い方をしなくちゃいけないということになると思う、という疑問が残るんだけど、その際に、町が考えているのは、町民バスぐるりん号、デマンド、その改善というかね、に向けて、今後取り上げるんだと。そのためのその備えあるとして、この公共交通会議、増員して、あとその通した中で計画策定ということで、その計画作成、その計画の中身っていうのは、町民バスぐるりん号とデマンドを対象とした改善、そこにとどめる、そのほかっていうものは逆に、そのほかの改善というのもあるのかね。その法令に従ってっていうふうになると、その上で示している、その法っていうのは、ここの部分も改善する、ここの部分もというような拘束縛りのあるものなのか、あるいはこれは全部ね、そうはあっても、そういう方針の下で、山元町の場合は、ぐるりん号の充実、デマンドの充実という計画、それですよ。あとほかに余計なものがあれば国からもしあればね。その辺分かんねからあれだけど、あったときにそれにもプラスしてになるのか、全くその町民バス、ぐるりん号とデマンドだけの計画ということで捉えていいのかどうか伺います。国と制度の関係でね。縛りがあるのどうかっていうことも含めてね。

町民生活課長（大橋邦夫君）はい、議長。こちらの補正予算に計上しています業務委託料の中に、地域特性と公共交通の現状の把握という項目を考えていますので、この中で現在のぐるりん号、あとデマンド型タクシーのほかに何か必要なものが出てくるような検討、検討する必要があるというようなことがあれば、今考える必要があるかなと思いますので、特に、現状のぐるりん号とデマンド型タクシーに特化した検討というふうには考えていません。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。いや、特化して進めるべきだっていうつもりで俺は言っていたんだけど、っていうことになるとね、どれだけ集中して、そういう計画を立てないかというのが非常に懸念される。そして、あと併せて上の、上のっていうかね、委員の報酬と、これはメンバーの増なのか、あるいは日数の増なのかっていうところにも関わってくるんだけど、では、そっちをまず整理します。人数の増なのか、日数の増なのか

か。

町民生活課長（大橋邦夫君）はい、議長。当初予算から増額した内容としては、単純に委員の増ではなくて、日数の増というふうに捉えていただければと思います。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、地域公共交通会議っていうのは、決してそのぐるりん号のだけで限定している会議でないよね。充て職の方々充てって言って駄目なのかやっていう、基本的に私、やっぱり町民バスぐるりん号とデマンド、あるいはそのスクールカー、スクールカーでないな、バス関係のね、のところで徹底して今度、議論していただいて、本当に充実した内容の交通網をつくっていただきたいということからの確認なんですけど、その際にこの地域公共交通会議の会議、人数の今、何て言ったっけ、日数の増ったんだな。そうすると、同じメンバーでということになると、地域公共交通会議のメンバーさんというのは、全体なんだよな。全体つつうか部分ではないんです。そこの部分を増やしてね、本当にその充実したね、本当に町民バスぐるりん号、デマンドが、充実した内容の結論がいただけるのかどうかという、こう疑問を持つもので、確認しているんですけど。あのね、そういう疑問を持っています。その疑問をちゃんと頭に入れてこの進めるというように、私はやっぱり徹底して、町長が言っているのは、町民バスぐるりん号、デマンドの充実ということで、足の確保をいうことを言っているわけだから、それが達成できるような会議の中身にして進めていただきたい。あと日数、会議、進める上でもね。ということをお求めて、この件については終わります。

議長（岩佐哲也君）次、3回目ですか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。ちょっと待っててくださいその上、その上というか、11ページの今の上、防災行政無線費。ああ、違う、ここでない。5番目、5目の財産管理費1, 100万。その他1, 100万、これのね、財源は、本当はこういうようなのも財源も言ってもらえると助かるんだけど、この財源について伺います。確認します。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。歳入予算でご説明いたしました、関連企業からの指定寄附、復旧・復興、これを要はその一般財源に積み立てるために、あえて歳出予算で外出したと。そうです、そうです。よろしく申し上げます。

議長（岩佐哲也君）そのほかですか。一応3問は過ぎましたけれども、それ以外。3問終わりましたので、ほかの方の質問があれば、質疑があれば受け付けます。

11番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、13ページ、農業費の農業振興費の中の負担金、補助金、被災園芸施設復旧支援事業補助金、これと、17ページ、11款2目の中で、農林水産業施設災害復旧費、これとのちょっと切り分けといいますか、をまず確認したいと思います。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。まず、6款の1項3目農業振興費の中の18節の関係かと思いますが、こちらのほうは施設園芸のですね、災害、受けた方で、農協さんがですね、主にイチゴ農家さんのほうに、被害を受けた方々に補助金を交付するというのをですね、町のほうでもかさ上げ支援するというような内容になってございます。JAが実施するものに町がかさ上げの補助金をあえて出し、かさ上げする内容となってございます。

あと、17ページの、すみません、科目のほうは11款2項の農林水産業費、こちらのほうについては、農道、水路、ため池が、1目2目の農業施設と言われる、要はハードの災害復旧の費用と、3目につきましては漁港施設ということでございますので、磯

浜漁港の物揚げ場とか階段式護岸とか、そういうので一部亀裂等入ってございますので、そちらのほうの災害復旧と、施設の災害復旧ということになりますので、よろしく願いいたします。

11番（菊地康彦君）はい、議長。すみません、では13ページのこの園芸、被災園芸施設、これは主に、主にとりより、イチゴ農家ということで解釈してよろしいですか。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。主にJAのほうで取り組むということで、園芸作物というようなこととございますので、中身としては主にイチゴ農家さんが主流になるというような形でございます。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。そのほか質疑ありませんか。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。えっとですね、10ページですね、22款の町債に関してお聞きします。大分ですね、今回の補正で町債が8億7,000万ほど、結構な数なんですけども、内容を見ますと、災害復旧に使っているんですね。復旧。その中で、その復旧、過疎対策事業債で使っているもので、ちょっと分からないものでお聞きしたいのは、過疎対策ですから前向きな事業に使うべきだと思うんですけども、この災害復旧に過疎対策債が自由に使えるのかどうか。予算で承認されているんだと思いますけども、その辺ちょっとお聞きしたかった。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課のほうからご説明いたします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。大変恐縮ですが、今のご質問の内容を再確認したいんですが、どこの部分のご指摘でしょうか。

議長（岩佐哲也君）今10ページ、22町債1項町債2番農林水産事業費、過疎対策事業費470万。これは復旧事業じゃないのかと、復旧事業に過疎債が使えるのかというような質問だと、そうですね。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。そういうことですか。はい。理解しました。

10ページですね、22款町債については、これ歳出もそうなんですけども、予算というのは目的別に整理されています。それで、今ご質問のあった災害復旧については、9目の災害復旧、こちらで整理されておりますから、同じこの22款の中でも、2目とか、あるいは8目で過疎対策と出てきますが、これは災害復旧の枠以外の事業として充当される地方債ということですので、そういった意味でご理解をお願いしたいと思います。以上です。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。今は、説明は分かったんですけども、ただ、この内容的に過疎対策事業債となっていたんですけども、ちょっと分からなかったから質問したのです。

あと、単純な質問なんですけども、財政調整基金が結構増えていますですね。普通、何ていうんだろう、個人的な財産の運用を考えますと、確かに過疎債は有利です。いろんな事業ね。そんな中で、預金が増えている中で、町債を発行しないでですね、財政調整基金のね、ある一定の額を上回っていますから、その辺の運用を柔軟に対応してですね、違う方向に今、積極的な前向きな過疎対策の事業をですね、進めるために、過疎対策活用などはどうなんです。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課のほうからご説明をいたします。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。まず、基金がたくさんあるというのは、私はそうは思っておりませんで、これからいろんな行政需要に対応しなければいけない。ですので、その基金は十分に地域の方に還元されるように、計画性を持って処分すべきであるという

ふうに、基本的には考えます。

その上で、様々なその行政サービスを行うためには、財源が当然必要です。その財源を、今言ったように財政調整基金に頼ってしまうといずれ枯渇しますから、そうすると町にとって有利な手法は何かという選択になります。一番いいのはやっぱり国の補助金ですね。返済する必要ありませんから。県の補助金。ただ、そういうのに当たらない事業に関しては、次に有利なものとして過疎対策事業債というものが選択できるようになった昨今です。

この過疎対策事業債は、議員ご承知のとおり、実質町負担が3割で済むという制度です。それから、財政のその健全化の指標というのがあって、町のその、要はイエローゾーンとかレッドゾーンとか、そういうのがあって、それをにらみながら財政運営をするんですが、この対策、過疎対策に関しては、そこにですね、影響しないような制度設計になっています。したがって、そういうのもにらみながら、しっかりその財政運営が健全化が図られるように過疎債を活用すべきであると、そういう理解で予算編成をさせていただきます。以上です。

3番（岩佐秀一君）はい、議長。というのは、何でかっていいますとですね、過疎債は時限ですよ。過疎指定のね。だから、これをあまり頼っちゃうと、その事業が、過疎事業というのが一定の期間を過ぎますとなくなりますね、補助金が。その、今度、事業を継続するとき、大変危険な可能性がありますですね。

だから、今も言ったとおり、財政基金まだ不足していると言いますけども、三十何億、四億前後の基金、ある中でですね、やっぱり町の財政というのは大体五、六十、通常のね、この町の財政、五、六十億ですので、結構な財源ですよ。だから、よく精査してですね、活用していただければ結構です。どうも。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい、議長。15ページです。教育費の中の2項小学校費の2款、19目扶助費の分の学校給食費の補助金なんです、第2子以降ということなんです、中学校は、小学校、中学校それぞれ出ていますけれども、何名ずつなんでしょうか。全校数が、全校で、全児童数、全生徒数の中の何%ぐらいになるのか。そして、人数を教えていただきたいと思います。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまのお尋ねですが、今回の予算措置した分については、小学校費では約180人、中学校分としては17人分を予算措置いたしております。こちらについては、今後転入等の見込みを加味した部分で予算措置をしております。また就学援助のほうが優先しますので、実際にはこれよりも少ない人数になるかと思っております。まずお支払いいただいて、就学援助の対象となった分の方の分をお戻しして、それでかつ第2子以降の部分について、こちらの金額をお出しするものです。

全体の割合だったんですけども、現在のですね、児童生徒数だったんですけども、逆になりますけども、小学校のほうが大体460人ぐらいで、中学校のほうは約260人ぐらいの児童生徒数となっております。以上です。

議長（岩佐哲也君）よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。13ページの一番上、4款2項6目災害廃棄物処理事業費の9、730万、1億9,460万についてお伺いします。のうちの委託料1億7,000万、地震被災家屋等解体業務委託料、これ、対象は何件っていうか、どういう、その内訳を

お伺いいたします。

町民生活課長（大橋邦夫君）はい、議長。まず、業務委託料についてですけれども、こちらは公費解体を委託するもので、この補正予算作成時で56件と見込みました。56件と見込んだ内訳についてですけれども、ご存じのとおり、公費解体は罹災証明を受けた半壊以上のもので、この予算作成時点で、税務課のほうのリストを頂きまして、こちらでできる限り電話連絡等を取って、聞き取りを行いました。その時点で、希望があったものが12世帯、検討中が17世帯ということと、昨年度の実績もありましたので、昨年度と同じように、今後、半壊以上が見込まれる世帯の2割程度見込んでプラスして、56件というふうに見込んで算出しました。56件掛ける約300万なんですけれども、300万という金額についても、昨年の実績を加味した数字となっていますので、56件掛ける約300万で出したのが、約1億7,000万というふうになります。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。その件については分かりました。

次、9ページ、9ページの先ほど来の財源の財政の問題です。基金繰入金、19款2項1目の財政調整基金の取崩しについてお伺いします。この件につきましてはね、累計8億9,000万、そして合わせて令和3年6月時点で36億という数字が示されたわけではありますが、そしてこの36億円というのが多分に独り歩きしているんでないかなとね、このくらいあるのかということなんだけども、これ、あくまでも、あくまでもというか、我々のこれまでの中間のね、見通し等々で示されているのは、あくまでもこれは返す金も含まれているんですよと。当然、その数値を出すときにはやっぱり真水部分もね、示して、そして正確な数字で皆さんに理解していただくっていうのが、あれなんでないのかなと思います。

ということで、この36億のうちの真水分は幾らになっているのかということと、財政見通しとの関係でどうなのか、財政見通しよりも少し多くなっているとか、少なくなっているとかね。見通しが甘かった、甘いと言うとうまくないな。そういう、その辺の数字を示して、今の現状を、どうなっているのかというのを伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも担当課のほうから説明申し上げます。

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。今ご質問2点に対してお答えいたしますが、まず1点目、真水ベースという、たしかそういう表現の中でこれまでご説明しておりましたので、その36億の中でですね、返還金とか等々については約15億円というふうに見込んでございます。したがって、36億から15億を引いた、20億から21億、これが真水ベースであると現時点では把握してございます。

それから、もう1点ですね、これまでの収支見通しとの比較についてどうなんだということなんですけど、収支見通しから比較すると、ほんの少しですが、ちょっといい方向なのかと思ってます。ただ、これからのこういったコロナの情勢とか災害復旧とか、見通しがですね、どうしても見込めない、こういった世の中ですから、これがその十分な財政調整基金の保有額であるかということに対しては、私はそう思っておりません。

したがって、この21億円を今後、その財政収支計画を立てるということは、先般の町長の一般質問の答弁でもお話しさせていただいたとおりでございますので、そういったところと整合性をうまく図りながら、住民にいい形で還元できるような基金の処分を計画的に進めてまいりたいというふうを考えてございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい、議長。そうは言っても、21億と。あるっていうことね、その21億

が大きいのか、大きいというか、多いのか少ないのかっていうのはまだあるんですけど、すると、これはあくまでも6月時点、末時点の予想つつうのもあんの。末時点の予想でいくと、32億と23億っていう数字を示されているんだけど、それよりかは多くなるか、少なくなるかくらいの回答でいいと思います。分かればどうぞ。

議長（岩佐哲也君）末とは4年度末ということですか。3年度末ね。（「令和3年度末でね」の声あり）

企画財政課長（佐山 学君）はい、議長。ほぼほぼ議員が想像しているとおりの金額なのかなと思っていますが、その1つですね、財政のサイクルとして補足説明をするならば、令和3年度の決算剰余金というものがございます。現時点では、おおむね5億弱、四億七、八千万が剰余金として出る見通しでございます。これが2分の1以上を基金に積み立てるということで、いわゆるその予算に出てこない基金残高がありますので、それは翌年度に行く分については今後、町長あるいは会計管理者と確認を取りながら進めてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第29号令和4年度山元町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第29号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第9．議案第30号を議題とします。

本案について説明を求めます。

上下水道事業所長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第30号令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

初めに、1、2ページをお開き願います。

収益的支出の支出について申し上げます。

1款下水道事業費3項特別損失3目災害による損失の500万円の増額は、令和4年3月の福島沖地震に伴う上平地区農業集落排水処理施設復旧事業に要する経費でございます。

最初のページにお戻り願います。

第2条、令和4年度予算第3条中880万円の次に、災害復旧事業費に充てるため政府資金から企業債500万円、災害復旧債を加え、同条に定めた収益的支出の予定額を

次のとおり補正するものです。支出第1款下水道事業費を500万増額し、総額4億9,005万5,000円とするものです。

第3条、補正予算第4条中、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額681万8,000円を690万8,000円に、過年度損益勘定留保資金2億5,693万6,000円を2億5,193万6,000円に、運転資金として借り入れた企業債880万円を運転資金等として借り入れた企業債1,380万円に改めるものです。

第4条、予算第6条表中の起債の目的、地方公営企業災害復旧事業債限度額500万円を追加するものです。

以上で議案第30号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第30号令和4年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第30号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第10. 閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長から山元町議会会議規則第74条の規定により、お手元に配布のとおり、継続調査の申出が提出されております。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第11. 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

ただいまお諮りしましたとおり議員派遣の件は可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容に今後変更を要するときには、その取扱いを議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

変更を要するときの取扱いは議長に一任することに決定いたしました。

議長（岩佐哲也君）日程第12．委員会審査期限延期の件を議題とします。

令和3年議案第56号の審査については、産建教育常任委員会に審査を付託し、今定例会までに審査を完了するよう期限をつけましたが、委員長から山元町議会会議規則第45条第2項の規定により、お手元に配布のとおり審査期限延期要求書が提出されております。

お諮りします。

産建教育常任委員会委員長からの要求のとおり、次回定例会、令和4年第3回山元町議会定例会まで審査期限を延期することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

産建教育常任委員会委員長からの要求のとおり、令和3年議案第56号山元町健康スポーツ推進条例の審査については、その審査期限を次回定例会、令和4年第3回山元町議会定例会まで延期することに決定しました。

議長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回山元町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時56分 閉会
